

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第2回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	平成28年12月2日（金） 9時58分から 11時15分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館1階 第4集会室
出 席 者	会長：吉川委員、副会長：下村委員 委員：鶴島委員、清水委員、津田委員、恩地委員、小野委員 北村委員、富田委員、須藤委員、溝口委員、
欠 席 者	委 員：岡委員、藤本委員
案 件 名	案件第1号 枚方市屋外広告物ガイドライン（案）について
提出された資料等の 名 称	・次第 ・案件第1号 資料1 枚方市屋外広告物ガイドライン（案） ・参考資料 参考1 ガイドライン推奨基準と規制基準との比較表 参考2 ガイドライン推奨基準と規制基準との比較図 参考3 平成28年度第1回枚方市景観審議会会議録 参考4 審議会委員名簿
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1名
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部 都市整備推進室 景観住宅整備課

審 議 内 容

1 開 会

吉川会長： 定刻にはまだ2分ぐらい時間があるようですが、委員の皆様お揃いであり、昨日から師走に入りまして、何かとお忙しい時期かと思っておりますので、2分なり早く始めたいなというように思っております。ただいまより、平成28年度第2回枚方市景観審議会を開催いたします。

本日は、繰り返しますが、もう師走に入って、何かとお忙しい中、審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、前回に引き続きまして、「枚方市屋外広告物ガイドライン(案)について」を議論していきたいというように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議録の署名人については、五十音順となりますので、下村副会長と津田委員、お願いを申し上げます。署名人ですが、前回もお願いをしておるんですが、その回の順番の方がご欠席の場合でも、順を飛ばして、そのままの輪番でお願いすることに前回からさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本市議会の開催に当たり、市を代表しまして、島田都市整備部長よりご挨拶を賜りたいと思います。島田都市整備部長よろしくお願い申し上げます。

島田部長： 皆様、おはようございます。都市整備部長の島田でございます。委員の皆様方には日ごろより、本市のまちづくりにご支援ご協力くださりまして、まことにありがとうございます。本日はまた何かとお忙しい中、また寒い中、本審議会にご出席くださりまして、ありがとうございます。

さて、本年の10月に改正いたしました屋外広告物条例の全面施行となりまして、市独自の規制誘導基準を用いて、事務を進めているところでございます。屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、良好な都市景観の形成には屋外広告物に対する規制誘導を適切に行っていくことが重要であるというように考えております。本日の審議会では、前のご意見をいただきました内容により、ガイドラインの一部の修正を行っておりますので、ついてはその内容について、再度ご意見をお伺いしたいというように考えておりました、より見やすくわかりやすいガイドラインの作成に向けて取り組んでまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

吉川会長： ありがとうございます。

次に、委員の皆様の出席状況の報告と資料の確認を、事務局よりお願いいたします。

事務局： おはようございます。事務局を務めさせていただきます北尾です。本日はよろしくお願いいたします。座ってご報告させていただきます。

まず初めに、委員の出席状況をご報告させていただきます。本会の委員総数は13名でございますが、本日11名の委員の皆様にご出席をいただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく、委員総数の半数に達しております。

したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、岡委員、藤本委員につきましては、欠席される旨のご連絡をいただいております。

また、市民委員でありました加藤委員の任期満了に伴いまして、新たに2名以内の選考を行い、本日出席いただいております須藤委員と溝口委員のご両名が新たな市民委員となりました。任期は平成28年11月1日から2年間の予定でございます。今回から新たな市民委員として参画をしていただくことになりました須藤委員、溝口委員に新任に際しての一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。須藤委員、溝口委員の順でお願いします。

須藤委員： 今回から景観審議会の市民委員にならせていただきました、須藤と申します。前任の加藤委員の同僚として、景観を観察したり、ポスターのデザインをしたりする仕事についております。髪の色が景観条例に違反してそんな感じですが、仕事のキャラづけでやっています。本来、根は真面目な人間です。よろしくお願いいたします。

吉川会長： ありがとうございます。続きまして、溝口委員、お願いします。

溝口委員： 溝口と申します。よろしくお願いいたします。この11月から景観審議会の市民委員ということで、参画させていただくことになりました。

私自身は以前大阪市内に住んでおったのですが、枚方に来てからすごく身近なところに、いろんな景観要素があるなど。私自身は枚方市駅近くに住んでいて、週に1回ぐらいサイクリングで淀川を走ったりするんですが、淀川のサイクリングロードというのは、京都の嵐山まで続いている非常に長いサイクリングロードが整備されていて、そこでは土手の上に行く、360度見渡せる自然景観というのがあるし、帰ってくると、京街道沿いには民家があって、そこから市街に入ってくると、非常に開けた都市景観が広がっている。自転車だと本当5分ぐらい、歩いても15分ぐらい

の間にいろんな景観要素が身近に感じられるところだなと。

枚方市っていうのは私こちらへ来て、いろんなものが身近に感じられる市だなというふうに感じておりました、今回のこういった市民委員のほうに参画させていただいたのも、枚方市の広報から情報を得てきたわけなんですけれども、大阪に住んでいたときとは違って、行政というのが身近に感じられる市だなということを感じております。広報の経由でまちづくり環境ネットワークだとか、あと観光ボランティアというような市民協働の活動がいろいろ紹介されていて、そこに参画もさせていただきました。

今回、既に屋外広告物のガイドラインということで随分、中身のほうも煮詰まってきた、中身の細かいところについてはなかなか発言もできないのかなと思うわけなんですけれども、屋外広告物につきましては、平成26年の市民アンケートというものがあって、そこでは広告物からもっと情報が欲しいということと、少し雑然としてるといふようなご意見が多かったと思います。そういった一市民の目線として発言できたらいいかなと思ってます。

それから、今回、屋外広告物ということで、お話が進んでいるかと思うんですが、つい先だって11月の26日に枚方市が主催されて、まちづくりのシンポジウムというのがありまして、そのまちづくり全体の中でやはり景観という部分も見ていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておるので、そういった点からも発言できればいいかなと。と言いながら、なかなかその機会もないと思うんですけども、よろしく願いいたします。

事務局： はい。ありがとうございました。須藤委員、溝口委員におかれましては、今後の審議についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、本日お配りしております、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まずは、平成28年度第2回枚方市景観審議会と表記された冊子をご覧ください。

めくっていただきまして、「議事次第」となっております。

次に、案件第1号の資料としまして、インデックスをつけています資料1です。

これは、枚方市屋外広告物ガイドライン（案）となっております。

次に、参考資料としまして、インデックスをつけております参考1、2、3、4がございます。参考1はガイドライン推奨基準と規制基準との比較表、参考2はガイドライン推奨基準と規制基準との比較図、参考3は平成28年度第1回枚方市景観審議会会議録となっております。参考4が審議会委員名簿となっております。

以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。資料につきましては以上でございます。

なお、机にあります、氏名を記載させていただいております地図、これは、次回の審議会でも使用しますので、お帰りの際、そのままにさせていただきますようお願いいたします。

以上です。

吉川会長： はい。ご苦労さまです。ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は定足数を満たしております、成立しております。

本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、原則公開としております。

本日の議案を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： ありがとうございます。
それでは、本日の審議会は公開といたします。
本日、傍聴人はおられますか。

事務局： はい。傍聴を希望されている方が1名おられ、傍聴願いが提出されております。

吉川会長： それでは、本日は審議会に傍聴願いが提出されていますので、本審議会傍聴要領に基づき、傍聴を認めたいと思いますがいかがでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： それでは、傍聴者の資料持ち帰りの可否について、お諮りをしたいと思っているんですが、本日の資料を確認したところ、規制基準の検討ではないことから、公開することに支障がありませんので、全て持ち帰りを認めることとしますが、よろしいでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： はい。それでは、傍聴者が入室するまでの間、しばらくお待ちを願いたいと思います。

(傍聴者入室)

吉川会長： それでは、審議会を再開いたします前に、傍聴される方にお願いがございます。本審議会は円滑な議事を行いたいと考えておりますので、拍手、発言、私語等は一切禁じておりますので、よろしくお願いします。

なお、遵守されない場合は、退場していただくこともございますので、ご理解のほど。

それでは、審議会を再開いたします。

議事次第にありますように案件の1番、枚方市屋外広告物ガイドライン案について審議を進めてまいりたいと思います。それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局： 景観住宅整備課の土井原でございます。座って説明させていただきます。

それでは、枚方市屋外広告物ガイドライン（案）についてのご説明をさせていただきます。お手元の資料に沿って、進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

お手元の枚方市屋外広告物ガイドライン（案）と記載しております資料1をご覧ください。

まずは、前回7月20日の審議会において、委員の皆様よりご意見をいただき、本日のこのガイドライン（案）で修正している主な内容について、説明をさせていただきます。

主な内容につきましては3点でございます。

1点目は、屋外広告物の良好な事例として、巻末に写真を掲載いたしました。

2点目は、イラストの全てについて、描き直しをしております。

また、イラストを解説するコメントを下のほうにつけております。

3点目は、本編の構成ですが、重複する内容がありましたので、一部見直しをして、整理をさせていただいたものでございます。

以上、大きな修正点は3点でございます。

それでは本編に移ります。まず、表紙をめくっていただき、右側の目次をご覧ください。

ガイドラインの構成といたしまして、4つの大項目としております。大項目の1「ガイドラインについて」はガイドラインの目的や位置づけ、活用者、活用方法を記載しております。

大項目2の「共通のガイドライン」では共通の誘導すべき内容を記載し、項目としては「大きさ・高さ」「色彩」などとしています。

大項目3では「種類別ガイドライン」では「照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物」など広告物の種類別において記載していません。

大項目4の「地域別ガイドライン」では「幹線道路沿い」とか「河川沿い」など、地域別において記載しております。

大項目とは別に、「資料編」としまして、写真による屋外広告物の事例を添付しております。

このような構成で作成しております。

次に、2ページをご覧ください。（1）といたしまして、「（1）屋外広告物とは」の項目で、屋外広告物の定義とイラストであらわしています。

次に3ページをご覧ください。「（2）ガイドラインの目的」の項目では、昨年度策定いたしました市独自の屋外広告物条例で定めた、規制基準とは別に、さらに質の高い景観形成や公衆への危害防止を推進するため、このガイドラインに屋外広告物の望ましいあり方を示すことを目的としております。

また、その計画・設計を行う際の解説及び本市の指導・助言の根拠として位置づけて、活用していくものとしております。

次に、「（3）ガイドラインの位置づけ」の項目ですが、イラストのとおり屋外広告物や景観法との関係を示しております。

一番下に目を移していただきまして、屋外広告物条例と本ガイドラインの違いを記載しています。

屋外広告物条例では、掲出できる区域や大きさなどの基準を規定したもので、許可する場合の基準で、規制基準としています。

一方、ガイドラインは、質の高い景観形成を推進するための基準としまして、推奨基準としております。

次に、4ページをご覧ください。「（4）ガイドラインの活用を促す対象者」の項目で対象者を示しております。

次に、5の「ガイドラインの活用方法」の項目では、広告物の計画から管理まで全体のフローと、図の上にあります、「屋外広告物のてびき（規制基準）」とありますが、屋外広告物条例の規制内容をわかりやすくしたものが「屋外広告物のてびき」でございます。その「てびき」と「ガイドライン」との関係を示しております。

広告物を掲出していただく際には、図の中に矢印がありますように、規制基準を、遵守していただき、ガイドラインについては、活用していただくこととしています。

また、フローの「事前相談」については、※1としまして、「景観アドバイザーの助言等を得ることができる」としております。

次に、5ページをご覧ください。

ここから、ガイドラインの具体的な記述となります。

大項目2の「共通のガイドライン」では、まず、「(1) 大きさ・高さ」の項目ですが、ガイドラインでは条例に基づいた規制基準とは別に、広告物の大きさ・高さについて、都市計画で定められた用途地域に基づき設定した、区域区分ごとに表に示す推奨基準を設けております。

表をご覧ください。表の左側に、上から下へ順に広告物の種類、表の上には、左から右へ住宅区域となる重点制限区域、真ん中の欄には住宅、商業、工場と混在区域となる一般制限区域、一番右には商業地域となる制限緩和区域となっております。

各区域、広告物の種類に応じた推奨基準を記載しています。

次に「(2) 色彩」の項目ですが、周囲から著しく突出した色彩を過度に使用しないことを記載しています。

また、下の表で色彩の推奨基準を設定しており、この適用については、用途地域の、商業地域や近隣商業地域を除いた全市共通となります。

色彩の基準につきましては、広告物の1/3以上に赤、黄などの原色に近い色を抑えてほしいといった内容でございます。これは、規制基準で定めた、枚方宿地区の彩度の数値基準と同等としておりますが、広告物の面積については規制基準では2/3以内となる部分を1/3として、厳しいものとしております。

ここで少し彩度の説明をさせていただきますと、この表の中で彩度10、8、6というふうに書いておりますが、この数字が高くなるほうが濃い現色に近い色ということになりまして、赤とかだいたい系の色相ですと彩度10ということで、一番上が14なんですけども、赤、だいたいについては彩度10まで。で、黄色については8まで。その他の色相については彩度が10から12ぐらいまであるんですけど、そのうち6ということで、ここまでの説明では、条例で定めた規制基準が記載されておきませんので、この推奨基準がどの程度なのか、わかりづらいですので、参考2の比較図で説明をさせていただきます。恐れ入りますが、参考2の資料をご覧ください。

この表は、規制基準、条例で定める規制基準でございます。その基準とガイドラインで定める推奨基準との比較図でございます。

青く着色している部分がガイドラインの推奨基準でございます。着色していない部分が条例で定める規制基準となっております。上の屋上広告物の欄をご覧ください。重点制限区域では、ガイドラインの推奨基準では、大きさについて、広告物の高さである縦は建物の高さの5分の1以内、横は建物の幅の範囲内となります。

色彩については、赤や黄色の濃い色は、表示面積の1/3以内としており

ます。

一つ下に目を移していただき、規制基準の道路軸などでは、広告物の縦は建物の高さの3分の1以内、横は、建物の幅の範囲内、さらに一つ下に目を移していただき、許可区域では、広告物の高さは、建物の高さの3分の2以内、横は建物の幅の範囲内となっております。規制基準では色彩の基準はありません。

このように、広告物の高さについては、ガイドライン推奨基準は1/5となり規制基準に比べて、厳しいものとしており、また色彩についても厳しいものとしております。

また、下半分の壁面広告物の比較図でございます。この図のとおり、壁面広告物についても屋上広告物と同じようにガイドライン推奨基準が規制基準より厳しい制限となっております。

恐れ入りますが、本編に戻っていただき、6ページをご覧ください。「(3) 表示・設置の量」の項目ですが、イラストにて視覚的な形でお示ししております。左側の状況から改善したものが右側のものとなっております。

広告物の情報を整理し、また見る側の視点に立って効果的な位置を考えることを推奨しています。

次に、7ページをご覧ください。「(4) 統一感の演出」の項目ですが、テナントを抱えた施設のように、複数店舗の広告物を表示する場合に統一すること、周囲の雰囲気と広告物を一体的に考えることを推奨しております。

次に、8ページ「(5) 安全性」の項目ですが、4つの内容を示しております。一つ目は、見通し空間の確保でございます。交通に対する安全性の配慮について、二つ目は、維持管理を踏まえた計画について。3つ目は、点検について。最後に、必要がなくなれば撤去するなど、公衆への危害の防止の観点から、より具体的に記載しております。

これまでが、大項目2の内容でございます。

次に、9ページをご覧ください。ここから大項目3の「種類別ガイドライン」となります。ここでは、屋外広告物の種類から考える屋外広告物の望ましいあり方について解説しています。

まず、「(1) 照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物」の項目では、広告物の大きさ・高さについて、都市計画で定められた用途地域に基づき設定した、区域区分ごとに表に示す推奨基準を設けました。

表をご覧ください。重点制限区域では、表示・設置を控え、一般制限区域では、1面当たり5㎡以内、高さ5m以内としております。制限緩和区域では、1面当たり5㎡以内、高さ10m以内、としております。

表の下丸の一つ目と二つ目は、住宅地へ向けた表示は控え、輝度や点

灯時間等について、夜間景観に配慮することなどを示しています。

「(2) 道先案内図」の項目では、道先案内のために必要最小限の表示とし、それ以外の不必要で目立つものは避けるよう示しています。

次に、10ページをご覧ください。「(3) 簡易広告物」の項目では、丸の一つ目には、注意喚起など必要な表示を阻害しないようにすることや、二つ目には、必要な期間だけ表示し、必要量にとめることを示しています。また、下のポイントとして、のぼりを複数設置する際には5m以上の間隔を確保することを示しています。

次に11ページをご覧ください。「(4) 車両ラッピング広告」の項目では、交通安全に支障のないよう、過度に派手な意匠としないよう示しています。

「(5) 仮囲い」の項目では、丸の一つ目には、過度に派手なものや、二つ目には、必要最小限とする観点から、商用の表示は控えることを示しております。

「(6) 屋内広告物」の項目では、丸の一つ目で、窓面全体を覆う広告物は控えることとしています。やむを得ず屋内に広告物を表示する場合は、丸の二つ目として、表示のためのスペースをしっかりと確保し、建物計画と一体的に計画することとしています。

次に、12ページをご覧ください。ここから大項目4の「地域別ガイドライン」となります。ここでは、街の特徴から考える屋外広告物の望ましいあり方について解説しています。図のとおり、①～⑥までの地域区分を設けており、地図はその地域ごとに色分けをしています。なお、⑥の住宅地は不特定であるため、表現していません。

「①幹線道路沿い」の項目では、表示・設置方針として、まとまりのある沿道景観となるよう、統一感の演出、わかりやすさ等に配慮するように記載しており、推奨基準の丸の一つ目では配色数は最小限としてわかりやすい広告物等の表示について記載しています。

「②河川沿い」についてでございます。

次ページの「③東部地域」の項目では、ともに広がりのある眺望景観の確保の観点から、推奨基準の丸の一つ目には、屋上広告物や二つ目には、著しく突出した地上広告物は控えるように記載しています。

「④枚方宿地区」の項目については、前回、ガイドラインへの記載の必要性についてご意見をいただきました。このため、枚方宿まちづくり協議会と記載について意見交換を行いました。その結果、このガイドラインは市域全体を包含するものであり、枚方宿地区は景観重点区域でもあることから、記載は必要であるとの確認をしております。

この項目では、歴史的なまちなみに調和しつつもにぎわいや活力をつくり出すような広告物の表示について記載しております。はじめに説明しま

した、広告物の大きさや色彩の推奨基準より上乘せし、枚方宿地区の特性に調和するように、記載しています。推奨基準の丸の一つ目には、「1敷地あたり5㎡以内の表示としましょう。」としております。

丸の二つ目は、街道沿いの建物の伝統的意匠等による雰囲気を損なわないよう配慮することとしています。

また、丸の四つ目では「基調色は白・黒・灰色等の無彩色、あるいは濃茶等としましょう。」といった色彩の推奨を示しております。

「⑤駅周辺」の項目では、にぎわいのある空間づくりに配慮した広告物の表示について記載しています。

駅周辺は、多種多様な広告物が氾濫しやすい場所ですので、推奨基準の丸の一つ目に隣接する敷地の広告物と統一感を持たせるようにしています。

また、3つ目には、駅周辺地区の特徴として、歩道沿いに足元看板が多く見られますので、足元看板については控えるように記載しています。

「⑥住宅地」の項目では、推奨基準の丸の一つ目に、自家用広告物は7㎡以内と記載しています。二つ目には、非自家用広告物は控えるようにしています。

以上が、枚方市屋外広告物ガイドラインの案の本編の説明でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。ここから、資料編になります。14ページから16ページにかけての参考資料1は、「照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物」の参考資料でございます。

次に、17ページをご覧ください。17ページから22ページにかけての参考資料2は、広告物の事例集となります。これは、枚方市内で表示・設置されている屋外広告物のうち、本編で示した内容にあてはまるものを取りまとめたものでございます。

案件第1号「枚方市屋外広告物ガイドライン（案）について」の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いしますが、説明は以上でございますが、なお、本日欠席されております岡委員より意見をお伺っております。ガイドラインの文面において、「～しましょう」といった言い方を「～します」と言い切ってはどうかというようなご意見をいただいております。この意見についてもあわせてご審議のほど、よろしくお願いたします。説明は以上でございます。

吉川会長： ご苦労さまでした。ただいま、土井原課長のほうから説明のありました内容について、委員の皆様の方からご質問、ご意見、お受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

鶴島委員： 今、岡先生のご意見ですが、「～しましょう」を「～します」ということなのですが、これをお作りになったときの何らかの事務局なりの考えはどうかと思うんですけれども。

吉川会長： 事務局、どうでしょうか。

事務局： 事務局といたしましては、条例で定めた規制基準については、「～します」と言い切った言葉で書いておりますが、ガイドラインにつきましては、法的な拘束力がないので、「～しましょう」とし、設置者さんをお願いをして、協議をして、枚方市の良好な景観形成に向けて、双方取り組んでいきたいと思いますというので、「～しましょう」というような語尾とさせていただきます。

吉川会長： よろしいですか。

清水委員： 岡先生のお考えは少し弱い気がするとお考えなんですかね、「～しましょう」としたのでは。

吉川会長： そういうご意見ですよ。

清水委員： 「～します」とするとちょっと、何ていうのか、言葉が通じないですよ。おそらく事務方としてはガイドラインやから呼びかけで、「～しなさい」とか、いうのもちょっと押しつけがましいから、こうこういうように考えましょうみたいな呼びかけ方式にしたんだと思って。それが一層生きるような表現であれば、それで、もう少し強くて生きるような表現であればいいんですけど、「～します」はちょっと何か、うまいことあわないような感じがしますが。

吉川会長： ほかにご意見ございますか。

下村副会長： よくある議論なんですけど、どっちが主体かっていうことを考えますよね、ガイドラインは、今お話ありますように、「～しましょう」でよろしいんじゃないかなっていうふうに思います。確かに総合計画とか、都市計画マスタープランとか、景観のほうもそうですけど、マスタープランなんかでは市民参画型で作ってきたこともあって、主体は市民や、いわゆる企業市民含めた市民ということで、「～します」っていうふうに、主語を行政じゃないっていうふうな書き方がちょこちょこかなりみられる場面が多いのは確かなんですけど、今回のガイドラインについては、今もありまし

たように、今度は企業や市民の方にお問い合わせするというふうな立場でよろしいんじゃないかなっていうふうに思います。

吉川会長： この点については皆さんご意見はどうでしょうか。

今、最後に事務局のほうからお話がありました点については、この場では「～しましょう」ということでいいんじゃないかというお話になりましたので、それでいきたいとします。まだそれ以外にもたくさん、個々、細々としたことがございますでしょうか。これを機会にご意見をいただければと思います。

確か、7月時点ではこのイラストの段階でも、どちらかというと、はっきりしない書き方があったように思うんですけど、イラストのほうはこうしたらこうなりますっていう、ある意味で効果なんで、はっきり言い切ったらいいかなと。向上しますとか、与えますとかっていうことは言い切ったらいいと思うんで。これはこのままこちらのほうが言い切る形でいいかと思っています。

7月時点では写真だとかイラストに大変、ご注文がついたように思うんで、何かご意見ございますでしょうか。

鵜島委員： イラストは分かりやすいと思います。

津田委員： すみません。1点だけ確認しときたいのですが。

11ページにですね、(6)の屋内広告物っていうのがあるんですけども、これは屋内広告物って書いてあって、括弧して屋外の公衆に表示するものに限るって書いてあるのは、これは具体的にどういうものなんですかね。建物の中に貼りつけるようなものは屋外広告物に当たらないっていうのを、一番最初に位置づけてるんですけども、屋内広告物って書いてるのが、どういうものに当たるのかなってちょっとわからないんですけども。

事務局： 室内の窓面に、外に向かってシールとかを貼っているというものを屋内広告と。

津田委員： それは屋外広告物に当たるんですかね。

吉川会長： 当たりません。

事務局： それは当たりません。

津田委員： 一番最初の2ページのところに、屋外広告物という定義のところでですね、建築物や自動車の窓ガラスのほうの内側から貼られたものっていうのは当たらないっていうふうに定義されてるんですけどね。ここで屋内広告物って書いてあるんで、どういうことかなと思ったんですけども。

吉川会長： ガイドラインなので、当たらないところまで何とか書いたもの。

清水委員： 行政としての希望を書いたという理解ですね。

吉川会長： 希望を膨らましたというところがあるかなと。

清水委員： 本来は規制できる対象でも何でもありませんよね。

事務局： そうですね。屋外広告物ではないんです。

清水委員： 行政としての希望だということで、対象物も少し広げましたと。そういう理解ですね。

吉川会長： ちょっとですから、そこは今、津田委員もひっかかられた話があるので、条例としては対象外だけど、というような言い方を加えないといけないのかな。最初に定義しといて、定義をかえることを何で言うんですかという話になりますから。

事務局： ちょっと工夫させていただきます。

下村副会長： もっと直接的にわかりやすく、屋内から外向けに貼られる広告物なんかかっていう、そういうニュアンスのことをここに入れておかれたほうがわかりやすいのではないかなと思います。

だから、もうイラストが入る場所がないんでしょうけど、ガラス面の内側に貼られているような、よく居酒屋さんとか、塾だとか、いろんな場面が出てくる場面が多いんですけど、そういうことを避けてくださいねってことですね。

吉川会長： ひらかたTサイトで、ガラスには貼ってないけど、外側から丸見えになるっていうのがありますよね。

事務局： あれは一部、屋内広告物があります。

吉川会長： 明らかに、内から内へ見せてる広告物じゃないわけですから、内から外へ見せてるわけですね。

下村副会長： 今ごろ、ちょっと気がついたと言いますか、5ページに重点制限区域、一般とそれから、制限緩和区域というのは、この冊子ガイドラインだけでは場所がわからないんですよ。どこがその区域なのかっていうのは、本編に入れるとなればね、ページのふりがちょっとややこしくなったりしますので、冊子として後ろのほうに資料編がありますので、どこか資料編のところに、区域の場所を示せばいいと思います。このままでは、ちょっとわかりづらいいかなという印象は持ちますね。

事務局： はい、わかりました。

吉川会長： 下村先生がおっしゃるのは、重点制限区域がと言いましたよね。基本的には、一般制限とか、制限緩和ってなりますと、ある意味でモザイク状に広がりますよね。用途地域で指定されているところという意味では。

下村副会長： 用途の指定と、あと道路沿線で指定されてましたですよ。そのイメージがわかる場面がいいかなとは思いますが。

吉川会長： ちょっと工夫が必要かと思います。特に一般制限区域って道路沿線以外のところの中へ入ってきますよね。その中での用途地域が混在しますから、それと合わせて全部言えるようになればいいですけど。

下村副会長： 対象とする図面1枚で表現しているものはありましたか。用途地域図は手元に置かれてるんですが。

事務局： 委員の皆様の机にあるものが、枚方市の都市計画の用途地域図となっております。これは細かく色分けされてまして、地図の右下に各用途地域ということで、細かくこの色分けがされてるんです。

下村副会長： そういう意味で言うと、一般制限区域の中には用途地域の地域区分が書かれているので、都市計画図を見るということでもいいかもしれません。会長のおっしゃるように、確かにあんまり入れると複雑になる可能性がありますので。

吉川会長： 地域別ガイドラインのところの地図がありますよね。これと組み合わせればいいのかという気がします。12ページのところに、幹線道路沿い

ってというのは道路、河川沿いっていうのとありますよね。枚方宿地区だけは、黄色く表現してますが、今のところ重点制限区域っていうのはここだけですよね。一般制限区域というのは沿道と河川以外のところが、一般にかかってきて、というのがうまく表現ができればいいんですけど。

事務局： 少し補足で説明します。重点制限区域と、一般制限区域と、制限緩和区域というのは、市全体を見て、この用途地域でわけてるんですね。一番右の制限緩和区域というのは、商業地域、近隣商業ですので、大体駅周辺というようになります。一般制限区域というのは、第一種住居であったり、工場があったり、市街化調整区域ということになります。重点制限区域というのは低層系の第二種低層住居であったり、第一種中高層とか、主に住宅が建っている地域というようなイメージをもっていただいたらというように思います。

吉川会長： わかりました。景観計画と文言がごっちゃになってしまう。

事務局： そうですね。言葉が混じりやすい。

溝口委員： 初めて見た者の意見なんですけども、この5ページの今おっしゃっている重点、一般、制限緩和というふうに分けているんですけども、これを見ると、ガイドラインの一番重要な部分というのが、重点制限区域ではと思うのですが、今お話を聞いているとこの部分が比較的小さいエリアで、反対に12ページの地域別ガイドラインによると、この屋外広告物ガイドラインがメインとしているのは、むしろ、駅前だとか、道路沿線だとかといった、5ページで言ってる制限緩和区域という区域が一番重点を置かれている部分じゃないかなという気がするんです。実際、屋外広告物が多いということになってくるでしょうから。5ページを見て、12ページを見ると、重点制限区域はどこなんだろうなという感じになり、なかなかぴんとこなかった。一番最初の5ページで、この重点とくると、ここが重点を置いているのかな。と思うのだけど、実はそんなにエリア的には広くない。用途地域でいくと、第一種、第二種の低層、あるいは第一種、第二種の中高層という形ですよ。用途地域でわけてるとかっていいながら、重点制限区域が右記以外というようになっているんですけども、もし重点であればそこもきちんと書くべきじゃないかなと。でも実際後ろを見てみると、全体としてやっぱり重視してるのは、ここで言っているこの制限緩和区域なんじゃないかな。そこら辺のリンクする部分ってというのが初めて見る人間としてはわかりにくいなという気がするんです。ただ、条例とかの関係で、そういう区域分けというのがあって、それを踏襲してるい

うことであれば、それはそれで仕方ないのかなとも思うけども、初心者が最初に見ると、ちょっとわかりづらいかなという気が少ししました。

事務局： 重点制限区域、一般制限区域、制限緩和区域、この言い方なんですけども、先ほど意見がありましたけども、条例の規制基準の中でも、同じように使ってるんですね。同じようにしておいて、条例の規制基準ではこうだけど、ガイドラインではここまできつくなるということで、表を同じにしているんです。そういうことから、重点制限区域、一般制限区域、制限緩和区域とし、この用途地域も条例の規制基準で定めているものと同じにしていますので、大きさ等はそこで比較できる。同じ枠の中で規制基準ではこれ、ガイドラインではそれよりさらにきつくしている。ということで、連動させているため、こういう書き方をさせていただいているところがございます。

通常、窓口とかで、指導させていただくときには、まず、業者さん等で事前相談されたときには、こういった看板をこの場所で、出せますかとなります。規制が各市でいろいろありますので、枚方市ではこの大きさのものを出せるか出せないのかということで、規制基準の内容から入ります。それで、これは条例では出せますよということで、こういった表で説明をさせていただきます。そのあと、このガイドラインの説明をさせていただいて、同じ表で規制基準では出せるんですけどもガイドラインではより枚方市としては推奨基準を設けていますので、このサイズまで落とすことはどうでしょうか、ということで、協議を市の方から事前の相談のときにさせていただきたいと思っています。この表がばらばらになってしまうと、その看板業者さんからすると、ちょっと見にくいようになるかなというようには考えてございます。

吉川会長： 表はいいんですが、何かこれを地図として示せないか。今の話を聞いていると、逆に住居専用地域って、結構面積的には大きいわけですよ、用途地域図では。一種住専、二種住専を含めると、この用途地域図では、要するにグリーン系の部分ですよ。そうすると、その何かそれをうまくこうイラストといいますか、地図に表現できるかできないか方法を考えていただければと思うんですけど。

事務局： また工夫させていただきます。

下村副会長： 用途地域図を縮小して入れておきますか。

事務局： 後ろの資料編の中にでしょうか。

下村副会長：先ほど説明がありましたように、窓口対応が主となれば、どこで説明するかというのは図面を横においてということになるかもしれませんが、もし可能であればということで私も意見を変えさせていただきます。条例との絡みがあるということで、表記もこうなっているということでありましたら、検討いただければ。会長が気にしていただいているように、複雑になりそうであれば、現行通りでもいいかなというふうに思ってきましたので。全面撤回というよりは、少しご検討いただくというふうなことに考えさせていただきますと思います。

清水委員：下村先生がおっしゃってるのは、何を見ればどうわかるかっていうのをちょっと説明があったほうがいいのではないかとことだと思えます。法律家の立場からすると、事前にやっぱりどこがどうなってるのっていうことがわかるほうがありがたいわけですね。窓口に行って初めてわかるんじゃないかと、少なくともせめて窓口に行く前に、どこをどう見ればいいのかわかるほうがありがたいわけ。ちょっとその工夫があったほうがいいですね。それで図を全部つけるかって言ったら、それはちょっと大変だと思うんですね。そこらへんを工夫いただけたらということだと。私もそう思います。

吉川会長：はい、それ以外に何かございますか。

下村副会長：イラストのビフォーアフターは非常によくわかるようになっているとは思います。

津田委員：5ページの表を見て、今ちょっと気づいたんですけども、表の下にある米印ですね。規制基準のほうが厳しい制限となる場合は、規制基準を遵守することとなってまして、一般制限区域の地上広告物のところにその米印がついてるんですけども、ガイドラインの推奨基準というのは規制基準よりも上乘せにつけて、お願いしようという基準なのに、何でこれが入ってるのかなって、よく意味がわからないんですけども。

事務局：これは、米印がついてるのは、真ん中の一般制限区域の地上広告物というところで、地上からの高さ10m以内と、この項目が一つなんですけども、このガイドラインでは地上広告物の10mとしてますが、規制基準で枚方の穂谷地区と言いまして、生駒山系の山があるんですね。この用途地域図で見ますと、枚方市の一番右側の地域ということで、我々東部地域という言い方をするんです。この東部地域の市街化調整区域だけ規制基準

で、地上広告物の高さはそこだけ5m以内って決めてるんですよ。特別、生駒山系の背景があるので、あんまり高いとだめですよということで、景観と調和しましょうということで、そこだけ5mという厳しいのを決めてるんです。そうすると、このガイドラインでは市域全般を見てますので、ここに10mと書いてあると、その5mより緩くなってしまうんです。だからその部分だけ規制基準のほうが厳しい制限となる場合は規制基準を遵守してくださいという表現にさせていただいているところでございます。

津田委員： 部分的なことと言っているという事ですね。

事務局： そうです。部分的なんです。

吉川会長： 今お話を伺っただけでも、穂谷地区っていう固有名詞を出したらまずいんでしょうか。

事務局： この中では東部地域ということになるんです。地域別のガイドラインでいいますと、13ページの一番上になるんですけども、東部地域、第二京阪道路より東側ということで、地図の一番右側になるんです。そこは規制基準の中でも東部地域なので、市街化調整区域のようなところは5m以内ということなんです。

吉川会長： 1点しかないんであれば、米印で具体的に書けばいいんじゃないかなと思うんですけど。

事務局： わかりました。東部地域という言葉が一番いいかと思います。規制基準のほうとも連動しますので。

吉川会長： 先ほどの、屋外広告物と屋内広告物みたいに回りくどくなりますよね。一つだけ例外があるよというのは、東部地域の市街化調整区域はより厳しい規制基準が働いてますということを行ったほうがいいんじゃないかなと。

事務局： はい。わかりました。修正させていただきます。

吉川会長： 他にございませんか。

溝口委員： よろしいですか。8ページのところなんですけど、(5)の安全性のA)

のところで、交通安全の配慮ということで、前の審議のときに多分左右並べて、悪い例、良い例と出して、悪い例を出すのがなかなか難しいというふうだね、審議があったと思うんです。ここのところは特に視認性とか、交通の妨げになるというんですか、実は私、障害者の方のボランティア活動でガイドヘルプとかもしてるんですけども、健常者とは違った目で見ると、すごくこういうのぼりとか、そういったものを路上に置いているというのがあるのです。そういった例を具体的に悪い例を出していただいたほうが、いいんじゃないかなというふうには思いました。やはり安全性を配慮するというような観点で、書かれているということであれば、悪い例を表現しては。枚方市の悪い例という意味じゃなくて、何か一般的なイラストでもいいかなと思うんですけども、出していただくとわかりやすいんじゃないかなという気がしました。

事務局： イラストをどうするか、検討させていただきます。道路上に置いてあるというのは、道路上はもう完全に違反でだめなんです。多分おっしゃってるのは角地の交差点の付近であったり、敷地内でちょっと視認性が悪いということですね。

吉川会長： イラストの話なってきたんですが、ちょっと若干幾つか気になるのは、シェードとシャドウが入ったり、入ってなかったりするんですよ。入れるんだったら少なくともそのイラストの中では全部やっぱり入れておいていただきたいし、一つの画像として入れないんであれば入れないというふうに統一をしておいていただきたいと思っております。例えば逆に一番最初の2ページのほうもなんかは、屋外広告物を強調して、白抜きにしてあるので。逆に色をつけないんで、こうしてあるほうが非常にわかりやすいと思うんですよ。そうすると、これは完全なイラストレーションになりますから、シャドウは要らないかと思えます。

例えば、地上広告物にはシャドウがついてるんだけど、本当でしたら、広告旗とか、のぼりについても皆、シャドウがついてこないとおかしいのでね。そうすると、例えば、突出看板にしても、影が落ちてきたりとかしますから。逆にこういうタイプのやつだったらもうシャドウは抜いてしまうということがあると思うんですね。ちょっとそういうものを全体的に見て、整理をしていただければなと思うんです。

事務局： はい、わかりました。整理いたします。

吉川会長： 例えば10ページのイラストで、のぼりのシャドウは出てるんだけど、向こう側の建物のシャドウはないとか、だからそののぼりも一番手前のも

ののシャドウは出てるんだけど、その一つ前のものはないとかね。だから非常に見てて、気になるところが出てきますので、つけるならつける。つけないならつけないという。で、逆に例えば、10ページの上の図なんかは、これはきちっと陰影をつけない限り何か、非常に平板な奥行きのない絵になってしまいますよね。要するに立面図として見ていないわけで、パースとして見ていますんで、奥行き感が出てこないとまずいので。手前のほうが奥側より、はっきり見えるという工夫をしていただきたいという気がいたします。

事務局： はい、わかりました。

吉川会長： 他にご意見、ご質問等ございますか。

下村副会長： 非常に私の趣味かもしれませんが、20ページを拝見してましてですね、ここ2枚の写真がちょうど先ほど議論がありました屋内広告物があがってます。写真が大き過ぎないかなと。さきほど申し上げたように、個人的な趣味かもしれませんが、紙面いっぱい使って、大きくするという事は、ほかよりも目がとまるということで、逆に言えば、これが一番大事だよってというようなイメージがどうしても出るんで、そういうような意図があればいいんですけど、やっぱりちょっとね、空きをつくるデザインというんですかね。横のページの写真くらいまで小さくする必要はないとは思いますが、ちょっと余り紙面いっぱい、いっぱい情報を出そうということで、やり過ぎるとね、ちょっと品がなくなるような気もします。もうちょっとこうバランスとらえたほうがいいんじゃないかなという。もしもご理解いただけるのであれば、これは個人的な趣味かもしれませんが、ちょっとご配慮いただければ。

事務局： 配慮いたします。

吉川会長： これぐらいの屋内広告物だったら、私自身は許せるのかなと思ってんだけど、逆に小さくても何か汚らしく出してるもののほうが気になりますので、うまく表現してもらえればと思います。

いい事例でも写真の大きさはもうちょっと小さいほうがいいかな。

夏に拝見した段階からは大分整理されて、内容的には進展したかなという気はいたします。

それでは、取りたててご意見、ご質問もないようでございます。いくつかご注文がついてるように思いますので、本日の審議案件、枚方市屋外広告物ガイドライン(案)についてまとめさせていただきたいと思います。本

日いただいたご意見を踏まえて再度修正を行い、修正の確認については、今大体ご議論いただいておりますので、また事前に岡委員、藤本委員にも確認いただいたというように聞いております。そういうことでございますので、今日いただいたご意見を踏まえた、修正の確認については、私と下村副会長にご一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： それでは、異議なしと認めます。
それでは、事務局にはガイドラインの一部修正をお願いして、この案件は終了させていただきたいと思えます。
そのほか、事務局のほうで連絡事項等はございますでしょうか。

事務局： 特にございません。

吉川会長： それでは、事務局のほうから連絡がないということですし、ご質問もないようですので、事務局のほうから、傍聴者へご案内等お願いしたいと思えます。

事務局： 傍聴の方に持ち帰りの可能な資料についてご説明いたします。本日、持ち帰り可能な資料は全ての資料です。
それでは、傍聴者のご退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

吉川会長： それでは、本日の審議会はこれで終わりとさせていただきます。これをもちまして、平成28年度第2回景観審議会を閉会させていただきます。本日は委員の皆様、ありがとうございました。